

新型コロナウイルス感染症の影響により 市税や保険料などの納付が困難となられた方へ（相談窓口のご案内）

新型コロナウイルス感染症にり患したり、感染拡大の影響により、所得や事業に著しい損失を受けたなどの事情で、市税や保険料などの納付が困難となった方は、申請をいただき要件を満たせば、納付期限の延長が可能となる場合がありますので、下記の担当課までご相談ください。

市税・国民健康保険税について 収納課 内線2275	介護保険料について 介護福祉課 内線2442
市営住宅使用料について 建築住宅課 内線2662	水道料金・下水道使用料について 経営管理課 内線2713

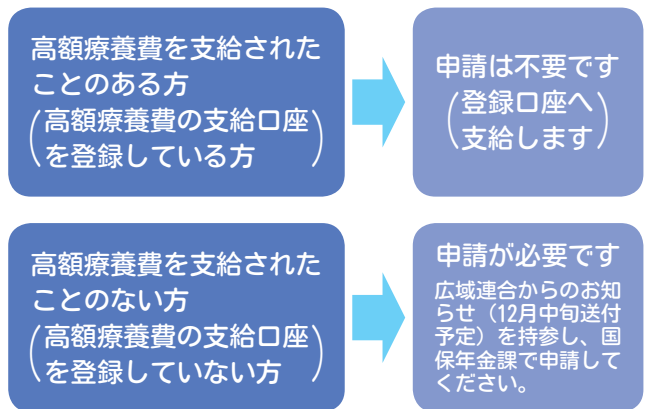
後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

1. 高額療養費（外来年間合算）制度

支給対象者…基準日（令和3年7月31日）時点で後期高齢者医療被保険者証の窓口負担割合が1割の方。
対象期間…令和2年8月1日～令和3年7月31日の1年間。

支給額…対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を差し引いた額が144,000円を超える場合、超えた分を支給します。

支給申請



*対象期間中に後期高齢者医療制度に加入または転入した場合、支給対象であっても申請のお知らせが送付されない場合がありますので、対象となる方はお問い合わせください。

申請に必要なもの

- 支給申請書／広域連合からの支給申請についてのお知らせ／保険証（被保険者証）／個人番号（マイナンバー）の通知カードまたはマイナンバーカード／本人確認書類（官公庁発行、発給の顔写真付き身分証明書等）／印鑑（認印）／通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの
- *被保険者が亡くなっている場合は受領申立書、代理人が受領する場合は委任状が必要です。
 - *対象期間中、青森県後期高齢者医療制度以外の医療保険への加入歴と自己負担額がある場合は、その医療保険の自己負担額証明書が必要です。

2. 医療費通知が送付されます

広域連合では、年1回、1年分の医療費を記載した「医療費通知書」を送付しています。

対象となる期間は令和3年1月受診分から12月受診分で「医療費通知書」がお手元に届くのは令和4年2月末頃になります。

「医療費通知書」は、確定申告の際の医療費控除にも使用できますが、申告の開始時期までにお届けできないため、お急ぎの方は領収書での対応をお願いします。

問い合わせ先（1、2ともに）

青森県後期高齢者医療広域連合 Tel017-721-3821

今月の納期 納期限 1月4日(火)

税・保険料	問い合わせ先
市 県 民 税 4期	収 納 課 内線2273
国 民 健 康 保 険 税 6期	
後期高齢者医療保険料 6期	国保年金課 内線2346
介 護 保 険 料 6期	介護福祉課 内線2443

